

安城市地域包括支援センター八千代運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）第17条の規定に基づき、社会医療法人財団新和会が開設する安城市地域包括支援センター八千代（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る事業（以下「事業」という。）の運営についての重要事項を定めるものとする。

(センターの名称等)

第2条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 安城市地域包括支援センター八千代
- (2) 所在地 安城市住吉町2丁目2番7号

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 事業の目的は、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するものとする。

2 センターは、前項の目的を達するため、事業の運営に当たっては、次に掲げる方針によるものとする。

- (1) センターの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- (2) 利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況及びその周囲の環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「サービス」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つこと。
- (4) 利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。
- (5) 利用者に対するサービスの提供は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (6) 安城市、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めること。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に係る職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		員数	職務内容
管理者		1 人	従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う
担当職員	保健師又は経験のある看護師	1 人以上	要支援者等からの相談に応じるほか、依頼による介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる
	主任介護支援専門員		
	社会福祉士		
	相談員		
事務職員等		必要に応じて配置	必要な事務を行うこと

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、第一・第三土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時までとする。土曜日(第一、第三、第五)は午前8時30分から午後1時までとする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 省令第4章の規定により実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、原則としてセンターまたは利用者の自宅とする。
- (3) サービス担当者会議
ア 開催場所は、原則としてセンター、サービスを提供する事業所又は利用者の自宅とする。
イ サービス担当者会議の開催により、利用者に関する情報を収集する。
- (4) 担当職員による居宅訪問
ア 介護予防支援の提供を開始した月

イ 提供開始月の翌月から起算して3月を経過するごとに1回、ただし介護予防ケアマネジメントは安城市からの指示による。尚、テレビ電話装置等を活用した場合は6月を経過するごとに1回とする。

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があった場合、必要に応じて訪問する。

(5) 前号の居宅訪問を実施しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合においては、電話等により利用者との連絡をとる。

(6) モニタリングの結果記録は少なくとも1月に1回行う。ただし介護予防ケアマネジメントは安城市からの指示による。

2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に定める額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、安城市立篠目中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに安城市、利用者の家族等への連絡をし、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第9条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により安城市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は安城市の職員からの質問若しくは照会に応じ、安城市が行う調査に協力するとともに、安城市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ず

るものとする。

- (1) 虐待防止のための指針等の策定
- (2) 虐待防止担当者の設置
- (3) 虐待防止委員会を開催し、その結果を職員に周知する
- (4) 虐待防止のための職員に対する研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、指定介護予防支援の提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを安城市に通報するものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第11条 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 センターは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 センターは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更も行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 センターは、センター内において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用も可）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

- (3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(就業環境の確保)

第14条 センターは、適切な指定介護予防居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは提供した指定介護予防居宅介護支援又は自らが介護予防居宅サービス計画に位置付けた 指定介護予防居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 センターは、担当職員の資質の向上及び質の高い業務体制の整備を図るため、研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

- 2 利用者及び利用者の家族の個人情報保護については、次のとおりとする。
- (1) センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。
- (2) センターは、指定介護予防支援事業者等に個人情報を提供する必要がある場合は、個人情報利用同意書により利用者の同意を得なければならない。
- 3 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 センターは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(協議)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、安城市と社会医療法人財団新和会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 7月 1日から改正する。
- この規程は、令和 2年11月 4日から改正する。

この規程は、令和 4 年 1 2 月 1 4 日から改正する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。